

元気な企業をつくる!

the Heartful

OAG

Vol. 172

2019年8月号

2019年7月25日発行

- 02 太田孝昭が語る春夏秋冬
「曹操の詩」
- 03 応急手当訓練を実施しました!
- 04 契約書を見直す絶好のチャンス!
改正債権法を踏まえた契約書見直しの実務
OAG弁護士法人 弁護士 清水陽介
- 06 OAG監査法人とOAG弁護士法人がフロアを移転しました
『税務弘報』と『月刊フューネラルビジネス』に寄稿しました
- 07 私のOff-Time
- 08 今後のセミナー開催予定





「曹操の詩」

OAGグループ代表
太田 孝昭

最近、特に気に入って使っている言葉が、中国・三国志の英傑、曹操の詩です。

「駿馬は年老いて厩舎にいても、千里を走る気持ちに変わりはないし、烈士(勇者)は年をとっても、意気盛んな心は抑えられない」と訳すようです。私は勝手に「志は千里のかなたにあり、勇者は年をとっても夢を追いかける」と訳して使っているんです。

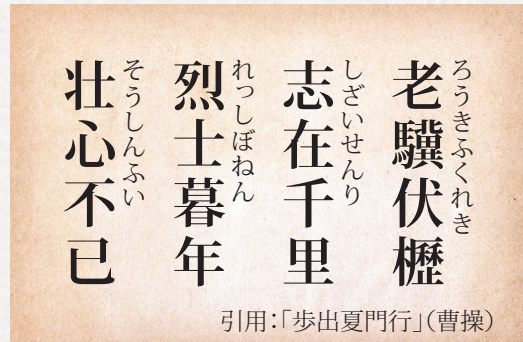
何故私がこの詩が好きかといえば、今の私にぴったり来るからです。確かに、私は年を取っています。だからといって、明日やる事が無い訳ではないし、夢は相変わらず持っているし、未来を見ていて、その計画もあります。夢があるだけで、元気になれるんです。不思議ですよ。要は「志」の理解の仕方一つのような気がします。

「志」と言えば、クラーク博士の「少年よ大志を抱け」を連想しますが、結婚して子どもができ、その妻子のために一生懸命働く、それも立派な「志」だし、就職し両親から自立するも、立派な「志」です。この様に、人は小さい小さい「志」からスタートすると思うんです。そして、年と共に「志」が変化するのはないでしょうか。

他人に何事も語らないで、秘かに「志」を持って生きている人がいます。その様な「志」の方がむしろピュアで、そんな「志」に触れたとき、人は心を洗われます。そんな経験は私にもありますし、皆さんもお持ちのはずです。

心を枯らしてはいけません。身体は徐々に往年のようにはいかなくなります。しかし、心だけは枯れさせないことはできそうです。その最高の栄養が「志」だと思うんです。「志」を持っているだけで心は枯れません。

そして、曹操の詩です。これを座右に置くことで、勇気が湧き出ます。皆さんも、何か一つ納得できる、勇気の湧く一文を座右に置いたら如何でしょうか。



応急手当訓練を実施しました!

6月11日に東京消防庁麴町消防署にご協力をいただいて、応急手当訓練を実施しました。心臓マッサージ(胸骨圧迫)とAEDの使用法を中心に、実技を盛り込んだ1時間の訓練です。

これまでの防災訓練では、従業員全員が安全に避難することを第一に、避難訓練を定期的に行っていました。しかし、従業員の身を守ることを最優先に考えていくと、「ケガ人が出てしまったら」「万一、心肺停止に陥ってしまったら」という重大な事態にも対応できるようにしなければなりません。そこで、応急手当訓練を実施することになりました。第一回目の今回は、税理士法人代表の鶴井を筆頭に部長・マネージャーが参加しました。

会場のセミナールームには、6体の人体模型が床に寝かされていました。参加者は「心臓マッサージなんてテレビや映画の中でしか見たことがない」「いったい、何をさせられるんだろう」と不安顔でしたが、講師の方の実践的で分かりやすい指導のおかげで、スムーズに理解することができました。

心臓マッサージは、両手を重ねて胸の真ん中を押すのですが、恐る恐るでは全く効果がありません。「人体模型だからいいけど、生身の人間にこんなに力を入れて大丈夫かな?」と思うほど、上半身全体の体重をかけて、肘を伸ばしたまま真上から強く押します。実際には、ろっ骨を折ってしまうこともあるそうですから、どれだけの力加減なのかお分かりいただけると幸いです。

また、心臓マッサージは1分間に100~120回の速さで続ける必要があります。想像以上の体力を消耗しますが、訓練ではメトロノームのリズムに合わせて弱音を吐くことなく、真剣にマッサージをしていました。



AEDは、参加者全員が一度は目にしているものの、触ったことがない人が殆どでした。使用方法の説明を受けても、一度では覚えられませんし、いざというときには忘れていたかもしれないため不安です。しかし、AEDから流れる音声の指示に従って、電極パッドを取り出し、電極パッドに描かれている図の通りにパッドを取り付ければ利用できるため、間違えることはありませんでした。

参加者からは、「人命救助に対する意識が高まった」という声が挙がり、「全員が受講すべき」という意見も多数ありました。今後は避難訓練だけでなく、応急手当訓練も継続的に実施していく方針です。



《心肺停止時の救命措置》

- ①まず、倒れている人に遭遇しても、いきなり心臓マッサージを始めるのは早急過ぎます。駆け寄りたいたい気持ちを抑えて、最初に周囲の安全を確認します。例えば、倒れている人が感電している場合には触れた救護者も二次的に感電したり、危険な物が周りに散乱していることもあります。
- ②安全が確認できたら、倒れている人の肩を軽く叩きながら、「大丈夫ですか?」と声を掛け、反応を確認します。反応があっても、徐々に意識を失う場合がありますので、注意が必要です。
- ③救護が必要だと判断した場合には、一人で助けることは困難なので、周囲に協力を呼び掛けます。「人が倒れています! 誰か来てください!」と叫ぶのは少し恥ずかしい気もしますが、大声で呼ばないと誰も来てくれません。そして、「あなたは119番通報をしてください」「あなたはAEDを持って来てください」と指示をします。
- ④続いて呼吸を確認します。胸と腹部を見て、普段通りの呼吸をしているか確かめます。呼吸がなければ、心臓マッサージを行います。
- ⑤反応が無く、呼吸も無ければ、AEDを使用しなければなりません。電源を入れると、音声ガイドが始まりますので、その指示通りに行います。倒れている人に電極パッドを付けると、AEDが電気ショックの必要性を判断します。電気ショックが必要な場合はショックボタンを押し、以降は音声ガイドに従います。

▶お問い合わせ先:東京消防庁麴町消防署 救急係 ☎03-3264-0119

契約書を見直す絶好のチャンス!

改正債権法を踏まえた契約書見直しの実務

OAG弁護士法人 弁護士 清水陽介

民法の中の債権関係の規定(債権法)が1896年の制定以来、約120年ぶりに大改正され、「民法の一部を改正する法律」(平成29年法律第44号)が2017年5月26日に成立しました。改正債権法は、一部の規定を除いて2020年4月1日から施行されます。本稿では、契約書を見直す実務の観点から、改正債権法を踏まえて、各社がどのように対応すべきかを解説致します。尚、本稿は改正債権法の内容そのものを解説することは目的としていません。改正債権法の内容については多くの論稿や法務省の分かりやすい資料(法務省ホームページ「民法の一部を改正する法律(債権法改正)について」)もありますので、そちらをご参照ください。

契約書を見直す4つのステップ

改正債権法に基づく契約書の見直し作業は、以下の4つのステップで行うことが考えられます。

ステップ①

改正債権法の
内容を理解する



今回の債権法改正には、大きく2種類の改正があります。約120年間の社会経済の変化に対応するための実質的なルール変更と、現在の裁判や取引の実務で通用している基本的なルールを法律の条文上も明確にする改正の2つです。全ての内容を把握することは難しいため、顧問弁護士や専門家の協力を得ながら、自らのビジネスに重要なポイントだけを理解することが現実的です。

また、任意規定(法律と異なる合意をすることが可能な規定)なのか、強行規定(法律と異なる合意をすることが不可能であり、そのような合意を無効とする規定)なのかの区別も重要です。債権法は私的自治の観点から多くが任意規定ですが、強行規定もあります。強行規定の例としては、保証人が個人である根保証契約(不動産賃貸借契約上の一切の債務を個人が保証人として保証するような場合)は、極度額を定めなければならないとする規定(改正民法465条の2)が挙げられます。

ステップ②

自社の契約書の
棚卸・重要度の
分類をする

皆さまの会社では、自社の契約書の棚卸・重要度の分類をされたことがあるでしょうか。実は、この作業を定期的に行うことは、改正債権法に基づく契約書の見直しという観点のみならず、一般論としても、会社のリスク管理の観点からは重要です。自社の契約書の棚卸・重要度の分類をする過程で契約書の問題点を発見することもありますし、そもそも重要な取引であるにもかかわらず、契約書が存在しなかったことが発覚することも珍しくありません。



ステップ③

「改正債権法」に
基づいて契約書の
修正の要否を
検討する

改正債権法の内容を理解した上で、自社の契約書の棚卸・重要度の分類をすれば、改正債権法が自社の契約(ビジネス)に与える影響の大きさを正確に評価でき、修正が必要な契約書と修正対象の条項を決めることができます。



ステップ④

契約相手方と交
渉の上で契約書
を修正する

修正を要する契約書と条項を決めた後は、契約相手との修正交渉になります。改正債権法が施行される2020年4月1日が、修正後の契約を締結するターゲットの日付です。

契約の見直しは、相手の事情もあり、場合によっては作業量も多くなるため、気軽にいつでも何度でも行えるようなものではありません。今回のように、改正債権法が施行される機会などを利用して、(改正債権法とは関係がない)他の契約の条項を見直すことも一案です。



契約書の見直しの具体例

ここでは前記のステップについて具体的なイメージをお伝えするために、ある架空のメーカー「清水製造社」による契約書の見直しを例に解説していきます。

(1) 改正債権法の内容を押さえる(前記ステップ①)

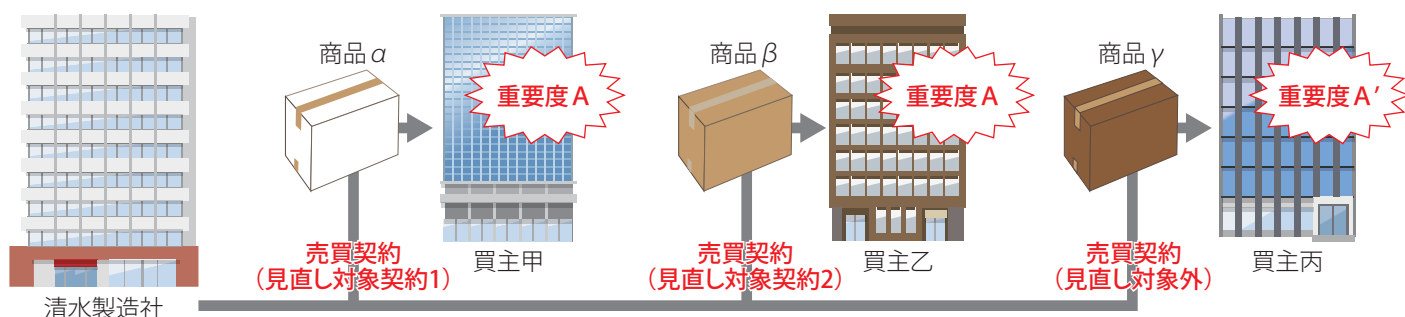
清水製造社の清水社長は、新聞で債権法改正に関するニュースを目にしたので、早速顧問弁護士に相談しました。そして、顧問弁護士からレクチャーを受け、改正債権法の内容を調査した結果、売買契約に関する債権法の規定などが改正されたことを知りました。

(2) 自社の契約書の棚卸・重要度の分類をする(前記ステップ②)

清水製造社はその後、顧問弁護士の協力を得て、自社の契約書の棚卸をした結果、自社が締結している売買契約が数多くあり、それぞれの契約が対象とする商品の重要性、売上高、契約相手の重要性などを考慮して重要度Aから重要度Cに分類をすることにしました。この結果、買主甲に対する商品αの売買基本契約(以下「見直し対象契約1」)、買主乙に対する商品βの売買基本契約(以下「見直し対象契約2」)を重要度Aに位置付けました。

尚、契約書の棚卸・重要度の分類をする過程で、見直し対象契約2について、今までは発注書と受注書のやりとりだけで商品の売買を行っており、売買基本契約を締結していなかったことが判明しました。このため、今回を良い機会として売買基本契約を締結することにしました。

また、買主丙に対する商品γの売買基本契約も重要度Aに近いA'として位置付けました。しかし、自社に大きな不利益の無い契約の内容だったことと、丙は外資系企業で困難な交渉が見込まれることから、顧問弁護士の助言もあり、その契約書は当面は見直しの対象にしないことに決めました。



(3) 改正債権法に基づく修正の要否を検討する(前記ステップ③)

清水製造社は、顧問弁護士と相談した結果、「見直し対象契約1」及び「見直し対象契約2」に係る売買基本契約について、改正債権法に基づく修正として、以下の手当が必要であると判断しました。

- i 前文・契約の目的を明確化する
- ii 瑕疵担保責任を契約不適合責任とし、契約不適合責任に基づく損害賠償請求については、債権法改正前の瑕疵担保責任のとおり、賠償の範囲を信頼利益に限定することを明記する
- iii 改正債権法の内容どおり、債務の不履行が「軽微であるとき」には解除が認められないものとし、「軽微」か否かの基準を具体的に明記する
- iv 法定利率よりも高い遅延損害金の割合を契約書に盛り込む

尚、今回の契約書の見直しを機に、顧問弁護士が買主甲に対する商品αの売買基本契約をレビューしたところ、反社会的勢力排除条項(※古い契約書には反社会的勢力排除条項が抜けていることがあるので要注意)、転売禁止条項、チェンジオブコントロール条項(代表者や株主等の支配権が変更した場合に、相手方に通知する、又は相手方の承諾を得るルール)などが抜けていましたので、これらの条項も追加した修正を行うことにしました。

(4) 契約相手方と交渉の上で修正する(前記ステップ④)

清水製造社は、2019年中に前記ステップ①から③を終わらせ、2020年1月から、「見直し対象契約1」及び「見直し対象契約2」の修正交渉を開始しました。尚、交渉の便宜のため、修正要望項目とその理由を記載したペーパーを顧問弁護士に作成してもらい、そのペーパーを基に契約相手に修正要望項目を説明しました。

その結果、上記 i から iv に関する修正要望の全てを実現することはできませんでしたが、無事、2020年4月1日付で納得のいく形で改正債権法に基づく契約の締結を行うことができました。

《契約書の見直しは経験豊富なOAG弁護士法人にお任せください》

OAG弁護士法人は、お客様に積極的に寄り添い、契約書の見直し・作成・レビューなどを通じて、予防法務を実現するサービスを提供しています。

お問い合わせ先

OAG 弁護士法人

☎ 03-3234-9700

〇AG監査法人と〇AG弁護士法人がフロアを移転しました

〇AG監査法人の東京事務所および〇AG弁護士法人は、それぞれのオフィスを同じビルの7階から4階に移転し、7月19日から業務を開始しました。



新しいオフィスの事務所開きには、大阪事務所のメンバーも駆けつけ、全員で東京事務所の拡張を喜びました。上に掲載している写真の様に、全員笑顔です。お客様やご支援先様から多くのご信頼をいただいた結果が、事務所と人員規模の順調な拡張につながっています。今回の移転を契機

に、更なる飛躍に向けて基本理念の「自立、平等、信頼」を再確認すると共に、プロフェッショナル集団としてより一層信頼される監査法人を目指して参ります。何卒、宜しく願い申し上げます。

〇AG監査法人 代表社員 今井基喜

〇AG監査法人 東京事務所

東京都千代田区五番町6-2 ホームマツホライゾン4階
☎ 03-6265-6598



オフィスの機能が充実し、スペースの広い会議室も新たに設けました。ご来訪をいただいた皆様には、ゆったりとしたスペースで、より充実したお打合せができるようになりました。これを機に更なる業務の充実を図り、「お客様に寄りそう弁護士法人」として、「トラブルを未然に防ぐ予防法務」と、「お客様の利益を最大化する問題解決」を目指して参ります。皆様のご期待に添えますよう、一層の努力を重ねる所存です。今後とも、何卒宜しく願い申し上げます。

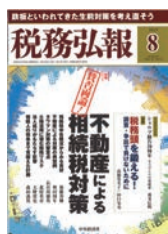
〇AG弁護士法人 代表弁護士 清水陽介

〇AG弁護士法人 代表弁護士 清水陽介

〇AG弁護士法人

東京都千代田区五番町6-2 ホームマツホライゾン4階
☎ 03-3234-9700

『税務弘報』と『月刊フューネラルビジネス』に寄稿しました



『税務弘報』8月号

■中央経済社グループパブリッシング／刊
■2,389円(税別)



『月刊フューネラルビジネス』8月号

■総合ユニコム／刊
■3,700円(税別)

※書店ではお求めになれません。購入をご希望の方は、☎ 03-3563-0043 (総合ユニコム) までお問い合わせください。

©総合ユニコム株式会社

〇AG税理士法人資産トータルサービス部部長の奥田周年が、『税務弘報』8月号と『月刊フューネラルビジネス』8月号に、寄稿しました。

『税務弘報』では、「不動産による相続対策」というテーマで、①アパート建築による相続税対策、②タワーマンションの購入による相続税対策、③不動産特定共同事業法による不動産ファンドの仕組み、④資産管理会社の活用、⑤不動産活用と小規模宅地等の減額特例の関係、⑥物納戦略の6つの視点から、不動産を活用した相続対策を詳しく解説しました。

『月刊フューネラルビジネス』では、8月号から6カ月間連載する予定で、大改正された相続法について、重要なポイントを考察していきます。各月のテーマは、「改正の社会背景と施行スケジュール」(8月号)、「自筆証書遺言制度の見直し」(9月号)、「配偶者保護のための新制度の創設」(10月号)、「遺産分割制度の見直し」(11月号)、「遺留分制度の見直し」(12月号)、「相続法改正のまとめと対応例」(1月号)です。

相続対策に不可欠な話題ばかりですので、ぜひ一読ください。

私の Off-Time

「海外の友人たちとの交流」

OAG税理士法人 資産税部 高根康史

3年ほど前、1人旅でフィリピンのセブ島へ行ったことがきっかけで、初めて海外の友人ができました。それまでは旅行自体に興味がなく、海外を訪れるのは職場の社員旅行くらいのものでした。しかし、税理士試験を終えて時間ができ、何か新しいことをしたいと思っていた時に、偶然電車の中吊り広告を見て、セブ島への旅行を決めました。

私が滞在したのは、青い海と白い砂浜が広がるセブ島の有名リゾート地…ではなく、セブシティとマンダウエシティという、まさに発展途上の市街地でした。食事や買い物にも苦勞する環境で、特に社会人になってからの10年間、全く英語を使ってこなかった私にとっては、言葉の壁もありました。

しかし、どこへ出かけても私が日本人であることを伝えようと、フィリピンの人だけでなく、観光や留学に来ていたベトナムや台湾、中国の人たちもとても親切にしてくれて、仲良くなることができました。この時に、海外の人たちがどれほど日本人に好感を持ってきているのかが感じることができました。日本に帰ってきてからも、LINEやWechatを使って海外の友人と交流を続けています。

OAGに入社する前の転職活動のタイミングでは、思い切って長期の計画で再びセブ島を訪ねました。その時にも多くの友人ができ、友人たちの案内でハノイやホーチミン、台北や台中にも足を伸ばし、結局旅程を延長して4カ月余りの旅になりました。各国を回る中で改めて気が付いたのは、言葉に多少の不自由さがあっても、仲良くなってしまうえば現地の人との意思疎通には困らないということでした。

海外の友人の中には、これから日本で働く予定のある人や日本観光を計画している人がいます。今は、その友人たちとの再会を楽しみに、時間を見つけては日本の観光地を調べたり、英語の勉強をしたりしています。今後も海外の友人たちとの交流を通じて、様々な経験をしていきたいと思っています。



本誌・OAGグループに対するご意見・ご要望をお寄せ下さい

私たちOAGグループ各社は、常にお客さまと共に歩み、最も信頼されるパートナーでありたいと考えております。徹頭徹尾、皆さまのお役に立つこと。それが、私たちの存立基盤です。本誌の記事に対するご意見、弊社グループ各社に対するご要望等、何でも結構です。ふと思いつかれたご提案でも構いません。お気軽にご連絡を頂ければ幸いです。

ご意見・ご要望はこちらへ → OAGグループグループ戦略部 広報 Tel.03-3237-7500

《今後のセミナー開催予定》

開催日	名称	会場
8月27日(火) 8月28日(水) 8月29日(木)	〈外食ビジネスウィーク2019〉 事業の継続、拡大のための事業計画と経営管理のポイント	東京ビッグサイト南ホール(りんかい線国際展示場正門駅徒歩3分)
9月28日(土)	賢い財産の遺し方	東京コンベンションホール(地下鉄京橋駅3番出口直結)

※セミナーに関するお問い合わせは、広報誌担当(03-3237-7500)までご連絡ください(【有料】表示以外は無料です)



Photo by Yasuyoshi Wada

佐渡島を訪れました。金山・たらい舟・朱鷺の生息地・佐渡おけさ・鬼太鼓(おんでこ)などが有名で、面積は東京23区の1.5倍、伊豆大島の10倍、沖縄本島に次いで日本で2番目に大きな島です。人口は10年前の10万人から現在は5万人に減り、商店街はシャッター通りになっていました。島は農業・漁業・観光で成り立っていますが、高校を卒業した若者たちは都会に出るしかなく、旅館の仲居さんをはじめ島に残る人は高齢化が進んでいるそうです。また、観光客は気候の良い春から秋に集中するため、この時期だけの雇用になり、1年を通じた仕事はなかなか無いようです。政治は地方創生だと詠って何年も経ちますが、地方経済の活性化も人口減少も食い止めることができていません。地方を訪れると、道路は良くなり公共の市役所や病院は立派になってきているのに、町は閑散としていて、過疎化の波を感じます。ただ、佐渡では伝統の鬼太鼓や能などの芸能が、現在でも引き継がれています。鬼太鼓は世界各地で公演を重ね、能舞台も江戸時代には200を超え、現在も32カ所残っているそうです。佐渡太鼓体験交流館で恐る恐る太鼓を叩きましたが、インストラクターは若い女性で、事務所にはノルウェーからの研修生もいました。佐渡の伝統は、輝きを失っていません。朱鷺が食べるドジョウやカエルの為に田んぼでは農業を一切使わず、草むしりに汗を流しながら朱鷺との共生を一途にしています。現在、佐渡の朱鷺は343羽まで増えているそうです。朱鷺が飛んでいる姿は見られませんが、島の南西端の沢崎鼻灯台下に咲くトビシマカンゾウ(日本では佐渡島と飛島にしかありません)が旅人の心を和ませてくれました。

<編集後記>

夏休みと聞くと、私は学生時代の部活のバスケットボールを一番に思い出します。暑い体育館で汗と涙を流しながら仲間と共に過ごした時間は、まさに青春そのものです。そんな青春時代を過ごしただけに、2020東京五輪の代表選考には思わず注目してしまいます。チケット抽選に応募された皆さま、結果はいかがだったでしょうか。かく言う私は応募しなかったのですが、有難いことに知人からバスケットボールのチケットを譲っていただきました! 今からワクワクが止まりません! 今回の五輪では、使用済み携帯電話やプラスチックゴミからメダルや表彰台を作るなど(金は32kgも確保できたそうです!)、社会の持続可能性を考えるきっかけにもなっています。スポーツの素晴らしさはもちろん、社会性や多様性にも目を向けながら、開催までの1年をカウントダウンしたいと思います。(や)

発行 OAGグループ

OAG税理士法人 / (株)OAGコンサルティング
(株)OAGビジコム / (株)OAGアウトソーシング
OAG監査法人 / OAG弁護士法人

住所 東京都千代田区五番町6-2 ホームマットホライゾンビル
tel.03-3237-7500 / fax.03-3237-7510

発行人 OAGグループ 代表 太田孝昭

編集人 OAGグループ グループ戦略部 広報